

博士後期課程に社会人を受入れする基準についての申合せ

平成6年10月17日開催研究科委員会承認

平成15年11月17日開催研究科委員会一部改正

平成20年7月11日開催第2回8条研究科入学試験委員会一部改正

平成21年7月13日開催第4回8条研究科入学試験委員会一部改正

【募集要項】

○ 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

(1) 修士の学位を有する者（注 学校教育法第102条）

(2) 外国の大学において、修士の学位に相当する学位を授与された者
（注 学校教育法施行規則第156条第1号）

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
（注 学校教育法施行規則第156条第2号）

(4) 我が国において外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
（注 学校教育法施行規則第156条第3号）

(5) 文部科学大臣の指定した者
（注 学校教育法施行規則第156条第4号，平成元年文部省告示118号）

(6) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
（注 学校教育法施行規則第156条第5号）

○ 出願資格(5)及び(6)の認定について

I. 出願資格(5)に定める「文部科学大臣の指定した者」の範囲は、次の①，②のいずれかに該当する者であり、かつ，③の条件を満たす者とする。

① 大学を卒業又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者

- ② 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者
 - ③ 著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許等において、修士学位論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有する者
- II. 出願資格(6)に定める「個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者」の範囲は、次の①、②又は③のいずれかに該当する者であり、かつ、④の条件を満たす者とする。
- ① 大学を卒業又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、科学・技術関係分野で2年以上の業務経験を有する者
 - ② 短期大学、高等専門学校を卒業し、科学・技術関係分野で4年以上の業務経験を有する者
 - ③ 専修学校、各種学校を卒業し、科学・技術関係分野において上記①に準ずる業務経験を有する者
 - ④ 著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許等において修士学位論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有する者

【研究業績の基準】（上記I.の③、II.の④関係）

原則として次の基準のうち、いずれかを満足すること。

- (1) 共著を含めて、著書1冊以上
- (2) 学術論文(応募者が共著者であるもの)1編以上
- (3) 学術講演(応募者本人が発表したもの)1回以上
- (4) 学術報告(応募者が共著者)1編以上
- (5) 特許(応募者が共同発明者であるもの)1件以上（ただし、特許申請中のものを含む。）